

議案第93号

松阪市防災会議条例の一部改正について

松阪市防災会議条例(平成17年松阪市条例第228号)の一部を次のように改正する。

平成24年9月28日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市防災会議条例の一部を改正する条例

松阪市防災会議条例(平成17年松阪市条例第228号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 第3条第6項中「第8号」を「第8号及び第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。